

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木典行

名古屋市人事委員会規則第5号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2段階別職位表課長段階の項中「発達障害者支援センター所長」の次に「、くすのき学園長」を加える。

第2条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 昇任（第12条―第20条）」を「第3章 昇任（第12条―第20条）
第20条の2）」に改める。

第6条第1項第4号及び第5号を削る。

第13条第1項中「、水道業務職」を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 資格試験

（資格試験）

第20条の2 人事委員会は、第15条第2項に定める方法による選考の予備選

考として、資格試験を行うことができる。

2 資格試験を受ける資格は、別に定める場合のほか、第13条の選考を実施する職種に属し、次に掲げる給料表の職務の級2級以上であること及び人事委員会が定める要件を有することとする。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）に定める行政職給料表、医療職給料表（2）、医療職給料表（3）又は技能労務職給料表

(2) 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年上下水道局管理規程第31号）に定める企業職給料表（1）

(3) 名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）に定める企業職給料表（1）又は企業職給料表（3）

3 資格試験は、任命権者の請求に基づいて、人事委員会が定める日に行うものとする。

4 資格試験は、筆記試験によるものとする。

別表第1 職種区分表中

「

水道業務職		営業関係事務等を行う職務	
-------	--	--------------	--

」

を

「

上下水道技術職		現場関係技術等を行う職務	
---------	--	--------------	--

」

に改める。

別表第2 段階別職位表局長段階の項中「、学校づくり推進監」を削り、同表部長段階の項中「、厚生院次長、中央看護専門学校長」を削り、同表課長段階の項中「工場長」の次に「、厚生院診療科部長」を加え、「厚生院診療科部長、中央看護専門学校研修センター所長、八事霊園・斎場管理事務所長、食品衛生検査所長、動物愛護センター所長、食肉衛生検査所長、衛生研究所副所長、衛生研究所の部長」を「衛生研究所副所長、衛生研究所の部長、八事霊園・斎場管理事務所長、食品衛生検査所長、動物愛護センター所

長、食肉衛生検査所長」に、「教育センターの部長」を「教育センター研修部長」に改め、「、営業所長、上下水道局の営業所副所長」を削り、「運転区長」の次に「、営業所長」を加え、「、電気事務所副所長」を削り、同表課長補佐段階の項中「、教育主任、中央看護専門学校研修センター所長補佐」を削り、「みどり学園長、わかくさ学園長、すぎのこ学園長、発達障害者支援センター所長補佐」を「くすのき学園園長補佐」に改め、「、営業所所長補佐」を削り、同表係員段階の項中「営業主事」を「上下水道技師」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3

職員昇任基準年数表

職種	学歴区分	新たに職員となった日の属する年度の前年度の末日における年齢区分	主任以下段階在職年数
行政職 消防職 保育職 司書職 学芸職 栄養指導職 衛生職	大学卒	31歳未満	5
		31歳以上40歳未満	4
		40歳以上	3
	短大卒		7
医療技術職 看護保健職 学校事務職	高校卒以下		9
薬剤職 獣医職	大学卒		3
清掃職 動物飼育職 運輸職 守衛職			9

(備考)

- 1 学歴区分は、学歴区分表(附表1)における学歴区分の大区分に掲げるものによる。その適用は、当該職種へ採用された職員及び転任試

験を経て転任した職員については、備考2、備考3、備考4、備考5
その他別に定める場合を除き、採用又は転任の際の試験又は選考の基
礎となった学歴、転任試験を経ないで転任した職員については、別に
定める場合を除き、転任前の職種において適用されていた学歴によ
る。

- 2 第1類採用試験に合格し採用された職員又は免許資格職採用試験に合格し採用された職員（保育職及び司書職へ採用された者を除く。）については、その者の有する学歴免許等の資格にかかわらず大学卒とみなし、第2類採用試験に合格し採用された職員については、その者の有する学歴免許等の資格にかかわらず高校卒とみなし、それぞれ学歴区分欄を適用する。
- 3 免許資格職採用試験に合格し、保育職へ採用された職員については、その者が採用前に有する学歴が大学卒又は短大卒であるときは、当該学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用し、その者が採用前に有する学歴が高校卒以下であるときは、当該学歴にかかわらず短大卒とみなし、学歴区分欄を適用する。免許資格職採用試験に合格し、司書職へ採用された職員については、その者が採用前に有する学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用する。
- 4 第1類採用試験若しくは第2類採用試験に相当する転任試験に合格し転任した職員又は免許資格職採用試験に相当する転任試験に合格し転任した職員（保育職及び司書職に転任した者を除く。）については、それぞれ転任後の職に係る採用試験により採用された職員と同様とし、学歴区分欄を適用する。
- 5 免許資格職採用試験に相当する転任試験に合格し、保育職に転任した職員については、その者が転任前に有する学歴が大学卒又は短大卒であるときは、当該学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用し、その者が転任前に有する学歴が高校卒以下であるときは、当該学歴にかかわらず短大卒とみなし、学歴区分欄を適用する。免許資格職採用試験に相当する転任試験に合格し、司書職に転任した職員については、その者が転任前に有する学歴に応じた区分により学歴区分欄を適用す

る。

- 6 主任以下段階在職年数の欄に掲げる数字は、職種ごとに、段階別職位表（別表第2）に定める課長補佐段階の職へ昇任するために必要とされる最短の在職年数（以下「必要在職年数」という。）を示す。在職年数の計算は、主任以下段階の職に採用され又は転任した日の属する月から起算する。
- 7 清掃職に属する職員の必要在職年数のうちには、清掃主事となつてから2年以上の在職年数を含むものとする。
- 8 職種、職種細分その他人事委員会が定める職の区分を異して転任した職員が昇任する場合における必要在職年数については、別に定めるところにより、その転任前における在職年数を通算することができる。
- 9 職員が採用前に有した前歴は、別に定めるところにより、係員段階の職に在職したものとみなすことができる。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の任用に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 施行日前に実施した職務経験者採用試験又は就職氷河期世代採用試験に合格し採用された職員の、職員昇任基準年数表（別表第3）に定める学歴区分欄の適用及び適用時期については、なお、従前の例による。
- 4 施行日前に実施した転任試験に合格した職員（職務経験者採用試験に相当する転任試験に合格し転任した者に限る。）の、転任後における職員昇任基準年数表に定める学歴区分欄の適用及び適用時期については、なお、従前の例による。